



事務センターだより

第15 H30.1.4

文責 藤本（阿蘇中）

あけましておめでとうございます。

阿蘇市の教育予算も「学校運営費標準」の区分を事務処理の参考にしています。下記表は「個人負担の範囲一覧」です。

学校運営費標準

憲法 26 条に規定する教育を受ける権利を実現させるために公教育制度が成立しています。

そして、教育費無償の原則のもと、学校運営にかかる経費は設置（市町村）が負担することとされています。

ところが、現実の学校財務には、「公費」とは別に保護者負担による「私費」が存在します。

「私費」の成り立ちについては、受益者負担の考え方が採用されています。

東京都教育委員会は、公費と私費の負担区分を、「学校運営費標準」において示しています。

個人負担の範囲

小 学 校	中 学 校
<p>1. 通常家庭にある品物、あるいは家庭になくとも家庭教育上必要な品物で、学校における学習指導上必要な場合は、個人の所有物として学校に持参し得るもの。</p> <p>(1) 国語 習字用具一式（硯・筆など）</p> <p>(2) 社会 副読本、白地図</p> <p>(3) 算数 算数セットそろばん</p> <p>(4) 音楽 ハーモニカ、たて笛、カスタネット、木琴</p> <p>(5) 図工 水彩用具一式、クレパス、クレヨン彫刻用具一式、工作用具一式</p> <p>(6) 家庭 さいほう用具一式、ししゅう用具</p> <p>(7) 体育 運動用被服一式、くつ、はちまき</p> <p>(8) 各教科共通 学習用ノート、鉛筆、けしゴム、三角定規、ものさし、ナイフ、分度器、はさみ、コンパス、下敷筆入れ</p> <p>2. 家庭にない品物で、家庭教育上とくに必要というわけではないが、そのもの、またはその利益が個人に還元されるもの</p> <p>(1) 家庭科実習材料（被服材料）</p> <p>(2) 図工科実習材料（工作材料）</p> <p>(3) クラブ活動費（5、6年各83円）</p> <p>(4) 給食費</p> <p>(5) 遠足夏季施設、移動教室、音楽鑑賞教室</p> <p>(6) 卒業記念アルバム代</p>	<p>1. 左に同じ</p> <p>(1) 国語 国語辞典、習字用具一式</p> <p>(2) 社会 歴史地図、学区地域図、歴史年表</p> <p>(3) 数学 計算尺</p> <p>(4) 理科 解剖用具</p> <p>(5) 音楽 ハーモニカ、たて笛、カスタネット、よこ笛</p> <p>(6) 美術 彫刻用具、製図用具、水彩用具</p> <p>(7) 英語 英和辞典、和英辞典</p> <p>(8) 技術・家庭 被服用具、調理用具、水工用具、製図器具</p> <p>(9) 保健体育 体育用被服、クツ、しない</p> <p>(10) 各教科共通 学習用ノート、鉛筆、消ゴム下敷、ものさし、三角定規、分度器、コンパス、筆入れ、インク、ペン、万年筆</p> <p>2. 左に同じ</p> <p>(1) 技術・家庭科（実習材料、木工材料、被服材料）</p> <p>(2) クラブ活動費（1～3年 各735円）</p> <p>(3) 給食費</p> <p>(4) 修学旅行 遠足、夏季施設、音楽鑑賞教室</p> <p>(5) 卒業記念アルバム代</p>

<資料> 東京都「学校運営費の標準」による。



人事委員会の役割

「人事委員会」は、専門的・中立的な立場から、人事行政に関する事務を処理する合議制の組織です。

地方公務員法8条には、人事委員会の機能が定められています。

給与に関する事務として、

- ① 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、職員に関する制度の研究を行い、その成果を議会および長に提出すること
 - ② 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること
 - ③ 職員に対する給与の支払いを監理すること
 - ④ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- 等があります。

今年度も、県内の民間企業の給与等の状況を精確に調査、分析し、人事院が行う報告及び勧告、他の地方公共団体の職員の給与等の状況等を総合的に勘案し、報告及び勧告が実施されました。(平成29年10月6日通知)



給与改定・民間給与との較差

- ① 給料表改定 (H29.4月～)
1号給につき、800円から2,500円の増額
- ② 子にかかる扶養手当 (H29.4月～)
現行6,500円 → 7,000円
- ③ 期末手当及び勤勉手当 (H29.12月～)
年間支給率 4.20 → 4.40

職員の人事・給与に関する今後の課題

- ① 人事給与制度
・能力及び実績に基づく人事管理の推進、多様で有為な人材の確保及び育成、女性職員の登用等
- ② 働き方改革と勤務環境の整備
・総実勤務時間の縮減、職員の健康管理等
- ③ 危機発生時の勤務条件
- ④ 臨時職員等の勤務条件
- ⑤ 県民からの信頼の確保

給与改定については、11月の県議会で勧告にもとづき、条例が改正されたので、12月28日に差額が支給されました。

また、退職手当支給率も人事院勧告に従い、支給率が下がっています。(別途通知文が回覧されます。)